

北部九州河川基金 福岡県・佐賀県・大分県・熊本県



令和6年度 北部九州河川基金 支援事業募集



令和6年度支援事業を募集します

一般社団法人北部九州河川利用協会は、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県における河川の愛護、高度利用及び河川環境の整備、並びに水災害の防止に関する事業の円滑な推進を支援し、もって地域社会の健全な発展と安全の増進に寄与することを目的として活動しています。この趣旨に添う住民団体の活動に対して支援を行います。

学校枠を設け、生徒（高校・中学校）の活動に対しても支援を行います。



スマートフォンからも
確認できます

募集期間：令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

詳しくは、ホームページ (<https://nrriver.jp>) をご覧ください

問い合わせ先

一般社団法人 北部九州河川利用協会

〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣町3丁目8番8号

TEL：(0942) 34-6733 FAX：(0942) 32-6977

担当者：本多・中島まで

支援事業概要

I 目的

一般社団法人北部九州河川利用協会は、河川の愛護、高度利用及び河川環境の整備並びに水災害の防止に関する事業の円滑な推進を支援し、もって、河川の利用推進、整備または保全の実施により、地域社会の健全な発展と安全の増進に寄与することを目的として活動しています。

この趣旨に沿う住民団体等の各種活動に対して、令和5年度支援事業を公募します。

生徒（高校・中学校）の課外活動に対しても支援を行います。

II 支援対象事業

北部九州四県（福岡県・佐賀県・熊本県・大分県）の一級水系とそれに準じる河川及びその関係流域で行われる次のような活動を支援します。

- (1) 上下流交流など流域連携的な取組
- (2) 水利用（水循環含む）に関する広域的な取組
- (3) 河川で活動する次世代の育成
(NPO、住民団体等の組織運営の後継者の育成につながる仕組み)
- (4) 水環境の保全につながる仕組み
- (5) 河川を利活用した地域活性化の取組
- (6) 学校（中学校、高校）が行う河川に関わる課外活動
- (7) 河川愛護普及啓発につながる取組
- (8) 河川に関わる広報活動
- (9) 小規模な河川利活用施設整備事業
- (10) 水防災（「災害学習会」など）につながる取組
- (11) 被災地の活性化につながる取組
- (12) その他（上記以外の河川に関わる活動や事業）

III 支援方法

1. 応募資格

本事業の適用対象となる事業者は、次に掲げる要件に該当する個人や団体等とします。

- (1) 公益事業の実施、推進に寄与する活動を行っていること
- (2) 非営利団体であること
- (3) 河川に関わる課外活動を行っている学校
(中学校・高等学校)

また、次に掲げる事項は、原則として支援の対象としません。

- (1) 特定の政治活動・宗教活動を目的とする事業
- (2) 参加費等の事業収入で事業経費が、賄える事業
- (3) 国、地方公共団体等の行政機関、及び大学等の研究機関が実施する事業。

2. 支援金額

申請内容・事業の広がり及び全体支援額により決定しますが、流域連携的な広域的な取り組みなどについては、必要に応じて「北部九州河川基金運営委員会」の承認を得て支援額を変更します。」

3. 支援期間

支援期間は、原則として単年度
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)とします。

4. 支援内容

支援内容は、事業に直接必要な経費であって、常勤的職員の人件費及び飲食費、パソコン・カメラ等の機器の新規購入費は含みません。

5. その他

年度末（令和7年3月）に支援事業の成果報告会を開催します。
必ず参加し成果を報告してください。



募集期間：令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

詳しくは、ホームページ (<https://nrriver.jp>) をご覧ください

問い合わせ先

一般社団法人 北部九州河川利用協会
〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣町3丁目8番8号 TEL: (0942) 34-6733 FAX: (0942) 32-6977
担当者：本多・中島